

日野市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 20 日

日野市長

古賀壮志

日野市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

日野市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

付 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。